

川西町県有地活用基本構想等作成業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 委託業務の概要

(1) 業務名

川西町県有地活用基本構想等作成業務委託

(2) 業務目的

磯城郡川西町下永地区の県有地（以下「当該県有地」という。）について、活用テーマに基づくまちづくりプロジェクトの実現に向け、当該県有地の土地利用、施設の整備運営及び企業誘致にかかる基本方針等を定めた基本構想を作成するものである。

併せて、当該プロジェクトの実施に必要な都市計画法に基づく手続関連図書を作成するものである。

(3) 委託内容

別添「川西町県有地活用基本構想等作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載

(4) 公募型プロポーザル参加に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託上限額

27,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課

TEL：0742-27-8946

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年5月8日（水）から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 企画提案書提出時点において、令和5年度奈良県建設工事等競争入札参加資格者のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門に登録があり、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の令和6年度入札参加資格申請を行っている者かつ建築士事務所に登録がある者であること。
- (8) 奈良県内に本店、支店又は営業所等がある者であること。

(9) 過去10年以内（平成26年4月1日から令和6年3月31日）に完了した、「土地利用」を含めたまちづくりに関する基本構想作成業務の履行実績（国又は地方公共団体が発注したもの）を有すること。

(10) この業務を行う期間中、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。また、担当技術者は、次に掲げる⑤の資格を有する者を1名以上配置すること。（各技術者の兼任は不可）

① 技術士（総合技術監理部門（建設））の「都市及び地方計画」

② 技術士（建設部門）の「都市及び地方計画」

③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者の「都市計画及び地方計画」

④ シビルコンサルティングマネージャ（RC CM）の「都市計画及び地方計画」

⑤ 一級建築士

また、配置される技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「プロポーザル参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

3 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、事前に参加資格確認申請書を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 川西町県有地活用基本構想等作成業務委託公募型プロポーザル方式受託者募集参加資格確認申請書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 令和6年5月24日（金） 午後5時まで

○提出先 1（6）担当部局に同じ

○提出方法 郵送又は持参に限る

・ 郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

・ 持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。

○提出物（各1部）

① 川西町県有地活用基本構想等作成業務委託公募型プロポーザル方式受託者募集参加資格確認申請書（様式1）

② 類似業務受注実績（様式2-1）

・ 2（9）の参加資格を満たすこと及び本業務の効果的な実施に必要な知識やノウハウを有することの実績審査のため、代表的な実績について5件を限度に記入すること。また、受注実績の証拠として契約書の写しなど証拠書類を添付すること。

なお、本類似業務受注実績は、委託事業者の選定審査の評価対象とする。

③ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式2-2）

- ・技術士等の資格等を証明する書面の写し及び参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書面など証拠書類を添付すること。

- ④ 川西町県有地活用基本構想等作成業務委託に係る公募型プロポーザル方式受託者募集参加申込書（様式3）

（2）企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和6年6月3日（月） 午後5時まで
- 提出先 1（6）担当部局に同じ
- 提出方法 持参または郵送に限る（3（1）と同様）
- 提出物

- ① 事業者概要書（様式4） 1部
 - ・会社概要などがあれば添付すること。
- ② 委託業務実施体制（様式5） 1部
- ③ 企画提案書（様式6、様式7-1、様式7-2）

【両面印刷可 7部（原本1部とコピー6部）】

仕様書を踏まえ、業務の実施方針、実施手順、業務スケジュール、実施体制を記載するとともに、仕様書6. I（川西町県有地活用基本構想の作成）について、基本的な考え方、基本構想作成の進め方、各業務の「調査分析」と「検討提案」にかかる手法、具体的なアウトプットイメージ（例示）を提案すること。

また、仕様書に提示した業務以外に有効と考えられる提案をすること。

様式6、様式7-1、様式7-2はA4片面とし、合計枚数は10枚以内とする。（A3片面1枚はA4片面2枚に換算）

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書には、提案者名を記載しないこと提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。但し、原本1部のみは、企画提案書の表紙の余白部分に提案者名を記載すること。

※プロポーザルは、調査、検討及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面等）の作成や提出を求めるものではない。

※プロポーザルには、実際に業務にあたる者が参加すること。

- ④ 見積書（様式任意） 1部
 - ・宛先は「奈良県知事 山下 真」とすること。
 - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）
 - ・押印省略は可能。但し、押印省略する場合は責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

4 説明会

実施しない。

5 質問の受付及び回答

質問の受付については次のとおりとする。

- 受付期間 令和6年5月14日（火）午後5時まで
- 受付方法 メールに限る（様式は任意）
 - ※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
 - ※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 1（6）担当部局に同じ。下記 E-mail アドレスに送信すること。
E-mail: yamachu@office.pref.nara.lg.jp
- 回答方法 奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページで
随時公表
 - ※質問者名は掲載しない。

6 委託事業者の選定

- (1) 企画提案書等の評価は、「川西町県有地活用基本構想等作成業務委託選定審査会」により、次の評価項目等について採点を行う。
 - ① 業務遂行能力
 - ② 評価テーマに関する企画提案内容
 - ③ 経費見積
- (2) 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
なお、応募者多数の場合はプレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年6月11日（火）に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する（6月6日頃予定）。

7 審査及び結果通知

別紙の「川西町県有地活用基本構想等作成業務委託に係る評価基準」に基づき審査を行い、最も評価の高い業者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、総得点順に順位付けを行う。ただし、総得点が一定の基準（満点（100点×審査する審査委員数。以下同様）の6割をいう。以下同じ。）に達しない場合は、最優秀提案者及び順位付けの対象としない。選定又は非選定の通知は全参加者に書面にて行う。

同点で複数の最高得点者が出た場合は、「評価テーマに関する企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。なお、「評価テーマに関する企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の点数がそれぞれ同点の場合、くじで順位を決定する。この場合において、当該者がくじ引きを欠席した時又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本県職員がその者に代わってくじを引くものとする。

3（1）参加資格確認申請書等または3（2）企画提案書等の提出期限までに必要な書面を提出し受理された事業者が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再公告するものとする。ただし、地域創造部においてやむを得ないと判断されるとき、かつ当該事業者が参加資格要件を満たしているときは審議を継続することとする。この場合において、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合、当該事業者を受託業者として選定するものとする。また、再公告の結果、提案事業者が2者に満たない場合は、提案事業者が参加資格要件を満たしているときは審査を継続することとし、全ての評価項目について

各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合、当該事業者を受託業者として選定する。

なお、経費見積額について契約上限額以下の有効な見積を評価対象とし、仕様書や提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積を提案した提案者は契約の相手方として特定しないこととする。

8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき業務委託契約を締結する。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととする。

9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも

関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

11 その他

- (1) 提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由にいたった場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当するものが受託者として選定されている場合は、次点となった者と手続きを行う。
- (2) 提出された書類は返却しない。また提出した提案書等を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提案書等の受理後の差し替え及び追加、削除は、原則として認めない。
- (4) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (5) 提出期限までに提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなす。
- (6) 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止する。
- (7) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しない。
- (8) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課の指示に従うこと。
- (9) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。